



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

- 規 則**
- 沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課） 1
- 告 示**
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出・3件（水産課） 3
 - 事業の認定（用地課） 3
 - 公共測量の実施の通知（都市計画・モノレール課） 5
- 公 告**
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（教育庁財務課） 5

規 則

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第55号

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県税条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第215号様式（表）中

狩猟者の登録及び税額の区分（該当する区分の番号を○で囲んで下さい。）		税 額 （円）
1	第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、2に掲げる者以外のもの	16,500円
2	第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、都道府県民税所得割額の納付を要しないもの	11,000円
3	網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、4に掲げる者以外のもの	8,200円
4	網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、都道府県民税所得割額の納付を要しないもの	5,500円
5	第2種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	5,500円
6	1のうち放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける者	4,100円
7	2のうち放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける者	2,700円
8	3のうち放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける者	2,000円
9	4のうち放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける者	1,300円
10	5のうち放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける者	1,300円
11	1のうち放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受けた後、さらに全猟区に係る狩猟者の登録を受ける者	12,300円

を

12	2のうち放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受けた後、さらに全猟区に係る狩猟者の登録を受ける者	8,200円
13	3のうち放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受けた後、さらに全猟区に係る狩猟者の登録を受ける者	6,100円
14	4のうち放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受けた後、さらに全猟区に係る狩猟者の登録を受ける者	4,100円
15	5のうち放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受けた後、さらに全猟区に係る狩猟者の登録を受ける者	4,100円

右の場合に該当するときは該当する番号を○で囲んで下さい。

1 対象鳥獣捕獲員として狩猟者の登録を受ける場合
 2 対象鳥獣捕獲員として狩猟者の登録を受けた者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合であって、再び狩猟者の登録を行うとき。

狩猟者の登録及び税額の区分		税額	対象鳥獣捕獲員又は再登録の場合の税額
県内全域に係る狩猟者の登録			
1	第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、2に掲げる者以外のもの	16,500円	8,200円
2	第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、都道府県民税所得割額の納付を要しないもの	11,000円	5,500円
3	網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、4に掲げる者以外のもの	8,200円	4,100円
4	網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、都道府県民税所得割額の納付を要しないもの	5,500円	2,700円
5	第2種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	5,500円	2,700円
放鳥銃猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける者		税 額	
6	1のうち放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける者	4,100円	
7	2のうち放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける者	2,700円	
8	3のうち放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける者	2,000円	
9	4のうち放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける者	1,300円	
10	5のうち放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける者	1,300円	
放鳥銃猟区のみに係る狩猟者の登録を受けた後、さらに県内全域に係る狩猟者の登録を受ける者		税 額	
11	1のうち放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受けた後、さらに県内全域に係る狩猟者の登録を受ける者	12,300円	
12	2のうち放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受けた後、さらに県内全域に係る狩猟者の登録を受ける者	8,200円	
13	3のうち放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受けた後、さらに県内全域に係る狩猟者の登録を受ける者	6,100円	
14	4のうち放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受けた後、さらに県内全域に係る狩猟者の登録を受ける者	4,100円	
15	5のうち放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受けた後、さらに県内全域に係る狩猟者の登録を受ける者	4,100円	

改め、同様式(表)注に次のように加える。

3 市町村長の指名又は任命を受けた対象鳥獣捕獲員については、この申告書に対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書を添付して下さい。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の沖縄県税条例施行規則の規定に基づいて印刷された様式については、当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

告 示

沖縄県告示第624号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成20年10月21日から同年11月4日まで伊江漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成20年10月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 発起人の住所及び氏名 伊江村字川平339番地 宮里義高、伊江村字東江前666番地 宮里徳勇
- 2 加入区 伊江加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 伊江漁業協同組合

沖縄県告示第625号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成20年10月21日から同年11月4日まで八重山漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成20年10月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 発起人の住所及び氏名 石垣市新栄町77番地23 宮良當育、石垣市字新川47番地 與那嶺馨
- 2 加入区 石垣加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 八重山漁業協同組合

沖縄県告示第626号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成20年10月21日から同年11月4日まで与那国漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成20年10月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 発起人の住所及び氏名 与那国町字与那国4022番地92 上原正且、与那国町字与那国4022番地39 金城和司
- 2 加入区 与那国加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 与那国漁業協同組合

沖縄県告示第627号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成20年10月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 起業者の名称 伊江村
- 2 事業の種類 伊江村園芸ハウス建設事業
- 3 起業地

- (1) 収用の部分 伊江村字東江前地内
- (2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

伊江村園芸ハウス建設事業（以下本件事業と呼ぶ。）は、地方公共団体である伊江村が事業主体となって、ハイビスカス鑑賞を目的とした園芸ハウスを建設するものであり、法第3条第32号に該当する事業である。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると認められる。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である伊江村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条において本件事業を施行する権能を有する主体である。

また、本件事業に必要な用地取得費及び事業費について財政措置が講じられていることから、法第20条第2号の要件を充足すると認められる。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

現在、起業地付近にある平張ハウスをハイビスカス園と称してハウス内に約650種のハイビスカスを植栽し、ハイビスカス鑑賞施設、村民憩いの場及びレクリエーション施設として供用している。

しかし、既存の園芸ハウスは、本来ハイビスカスの栽培のみを目的として建設されたものであり、トイレ等来客向けの施設整備及びバリアフリー対策がなされておらず、入場者からハイビスカス観賞用施設としての整備を強く要望されている。また、ハイビスカスの栽培品種を650種から1,000種まで増やす予定であるほか、入場者数が平成18年度の約6,000人から平成19年度約15,000人と2倍以上に増加しているため、既存の園芸ハウスを拡張する必要がある。

このような状況に対応するため、鑑賞用施設としてバリアフリー等の整備が進んだ鉄骨ハウスを建設する本件事業が計画された。本件事業により建設された新たな園芸ハウスは、ハイビスカス鑑賞施設、村民憩いの場及びハイビスカス祭会場等に供するレクリエーション施設として十分に機能を発揮することができ、より充実した住民サービスの提供に寄与するものであると認められる。

加えて、伊江村は、現在ハイビスカスを「伊江島のゆり」に次ぐ新たな観光の目玉として村内外にアピールしているところであり、本件事業により建設される園芸ハウスは、伊江村のハイビスカス発信の拠点として、伊江島の観光業の発展にも寄与するものであると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、大きいものがあると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

起業者の調査によれば、本件事業に係る起業地内に、埋蔵文化財や貴重な動植物の自生等が確認されていないことから、本件事業により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 比較衡量

本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

上記のとおり、ハイビスカス園の入場者数が急増しており、入場者数の増加に対応するためバリアフリー等の対策を早急に行う必要性が認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべての土地が本件事業の用に半永久的に供されるものであることから、収用とすることに合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると認められる。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて満たしているので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 伊江村農林水産課

沖縄県告示第628号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、八重瀬町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成20年10月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施する地域 八重瀬町字屋宜原の一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成20年10月27日から平成21年1月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（街区・画地出来形確認測量）

公 告

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成20年10月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量
 - ア 大型バス 1台
 - イ 中型バス 1台
 - (2) 購入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成21年3月31日（火曜日）
 - (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札参加資格 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 沖縄県教育庁財務課 〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間 平成20年10月29日（水曜日）から同年11月12日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前10時から午後5時まで。
 - (3) 入札及び開札の場所及び日時 沖縄県庁13階入札室 平成20年12月1日（月曜日）午前10時30分
 - (4) 入札書の提出方法 入札書は、郵送による場合を除き、入札の日時までに入札書の提出場所へ持参すること。電報及び電送による入札は認めない。
 - (5) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出期限及び提出方法 平成20年11月28日（金曜日）午後5時までに簡易書留郵便により提出すること。
- 4 入札保証金に関する事項 入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 (2) 過去2年間における国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体との同種かつ同規模の契約の履行の証明書を提出する場合
- 5 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者がした入札
 (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 (6) 入札条件に違反した入札
 (7) 連合その他不正の行為があった入札
 (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 6 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 7 最低制限価格 設定しない。
- 8 その他
- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
 (2) その他 詳細は入札説明書による。
- 9 SUMMARY
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
 (a) Large bus 1 set
 (b) Medium bus 1 set
- (2) TIME LIMIT OF DELIVERY
 March 31, 2009
- (3) DATE FOR BIDS
 10:30 a.m. December 1, 2008
- (4) POINT OF CONTACT
 Finance Division, Okinawa Prefectural Board of Education,
 1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa, 900-8571 Japan
 Telephone 098-866-2711

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円